

第3章 環境保全計画

1. 旧鳥羽小学校校舎と史跡指定について

旧校舎は、鳥羽城跡にあり、敷地内には旧本丸の石垣が一部残る。旧本丸及びその周辺部と北側一段下の曲輪（家老屋敷跡）は、昭和 40（1965）年 12 月に県史跡に指定され、平成 13（2001）年に『県指定史跡鳥羽城跡保存管理計画書』を作成し保存管理計画を定めた。その後、平成 22（2010）年 1 月に旧校舎が登録有形文化財（建造物）に登録され、本計画を策定することとなった。

本計画の計画区域は、史跡指定地内と重複しているので、本計画に基づいて現状を変更する際には、史跡の保存管理計画で定められた内容についても合わせて検討する必要がある。また、必要に応じて三重県教育委員会等と協議を行うこととする。

参考として『県指定史跡鳥羽城跡保存管理計画書』より地区方針表（表 3-1）と地区区分図（図 3-1）を抜粋して記載する。

表 3-1 史跡鳥羽城跡保存管理計画 地区方針

A 地区	史跡指定地（本丸跡及び家老屋敷跡）
	保存管理方針 曲輪跡や石垣・土塀等の遺構を保存し、必要に応じて修理、修復を行うものとする。
B 地区	その他城山地区（山裾部の改変・消滅箇所を除く）
	保存管理方針 A 地区とともに、鳥羽城の本来の姿を継承する地区として位置づけ、地形や遺構の保存を図る地区とする。
C 地区	総曲輪・堀地区（かつての堀と城山周縁の城郭域）
	保存管理方針 鳥羽城跡遺構監視区域として、埋蔵遺構の解明とその保存を図り、また、外周を巡る動線の設定や堀跡、門跡等に解説板等を設置する等、かつての城郭域の顕在化を図る。

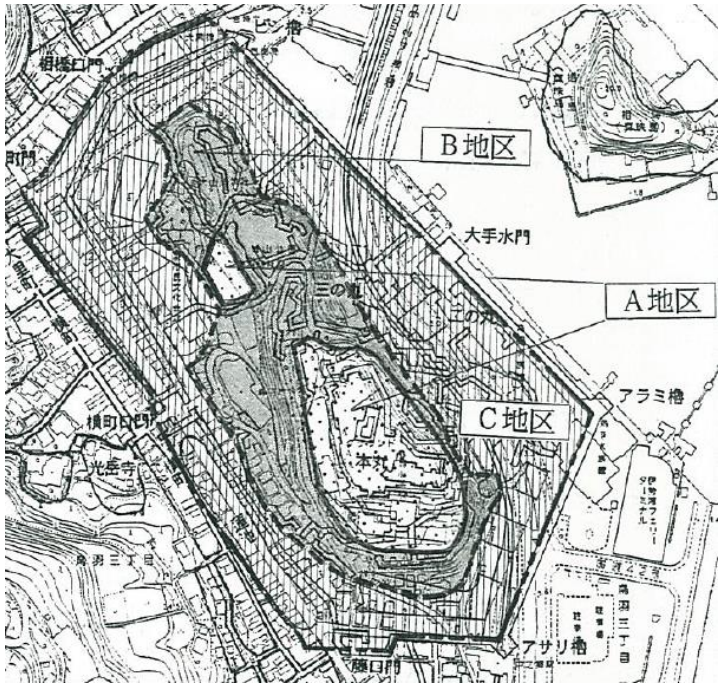


図 3-1 『県指定史跡鳥羽城跡保存管理計画書』 地区区分図

2. 環境保全の現状と課題

旧校舎は、山頂部の鳥羽城本丸跡を中心に、自然地形を利用して雛壇状に配されている曲輪の南側に建っている。また、周囲には、鳥羽市役所や鳥羽市民文化会館、家老屋敷跡、城山公園、大山祇神社が建つ。

旧校舎は、敷地南西に正門を設け、東側に平屋建ての倉庫と受水槽があり建物北西側に生徒用の手洗い場を配する。また、建物の北側の本丸跡は、旧鳥羽小学校のグラウンドとして使用されていた。現在この場所は、市の避難場所となっている。

正門は、校舎玄関外壁と同じくコンクリートに人造石洗出し塗りの門柱とし、鉄柵の門扉としている。門柱は、仕上げに割れや剥がれが見られ、特に南側の門柱は、黒ずみが激しい。門扉は、塗装が剥がれ、錆が進行している。手洗い場は、現在水道が通ってないため使用不可となっており、蛇口が撤去されている。東側倉庫は現在、鳥羽市が倉庫として使用している。受水槽は、使用不可となっている。また、旧校舎南側には、転落防止のためのフェンスが立っているが老朽化のため、破損が進み、草木の重みで曲がっている箇所が見られる。外部階段などの手摺は、塗装が剥がれ錆が激しい。

以上のように、これら旧校舎敷地内の関連施設は、老朽化が進んでおり、これらの施設等をどのように整備、撤去していくかが課題となっている。

また、敷地内の樹木の高木化や草の生長が建物に影響を及ぼし、特に建物北側の崖地からの樹木や草が建物に迫り伐採が必要となる。さらには、建物外周で蔦が周りを覆い湿気を帯びて建物の破損を進行させている。

今後は、敷地内の整備とともに樹木の枝払い、必要に応じて伐採を検討する。



写真 3-1 旧校舎正門



写真 3-2 旧校舎手洗い場



写真 3-3 旧校舎東側倉庫と受水槽



写真 3-4 旧校舎南側フェンス



写真 3-5 旧校舎北側の現状



写真 3-6 旧グラウンド樹木現状

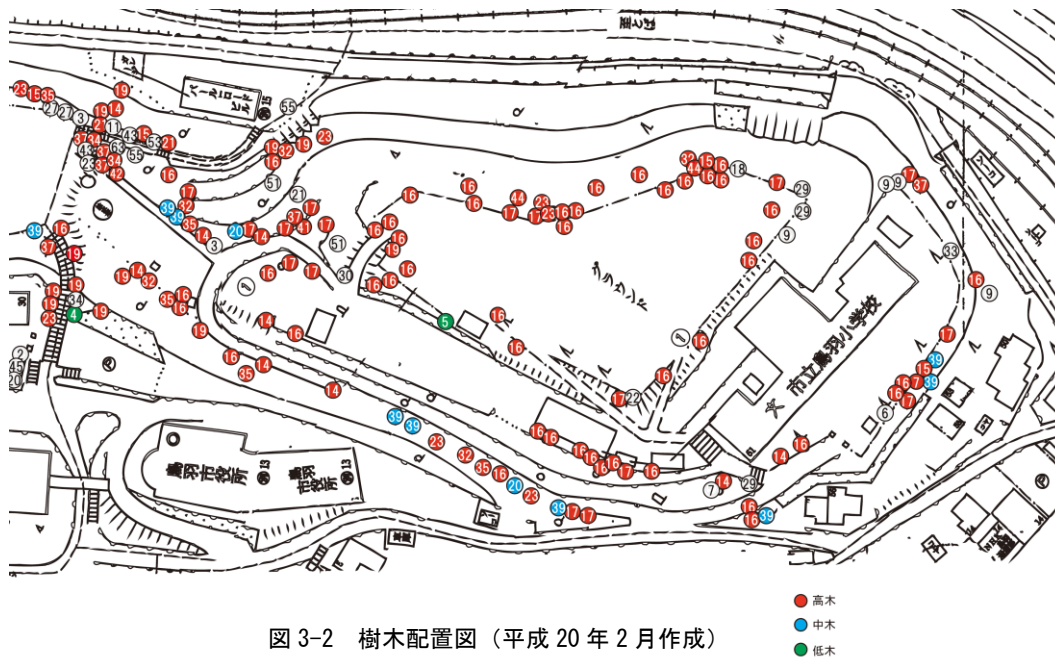


図 3-2 樹木配置図 (平成 20 年 2 月作成)

表 3-2 樹木樹種一覧表 (図 3-2 の番号に対応)

大木					
①アオキ	②メタセコイア	③アスナロ	④イズセンリョウ	⑤イタビカズラ	⑥イチョウ
⑦イヌマキ	⑧イロハモミジ	⑨ウバメガシ	⑩エノキ	⑪カクレミノ	⑫カラスザンショウ
⑬キブシ	⑭クスノキ	⑮クロガネモチ	⑯クロマツ	⑰ケヤキ	⑱コナラ
⑲シイ	⑳シロダモ	㉑スギ	㉒ソメイヨシノ	㉓タブノキ	㉔テイカカズラ
㉕ネズミモチ	㉖ハゼノキ	㉗ハリエンジュ	㉘ヒサカキ	㉙ヒマラヤスギ	㉚ヒノキ
㉛カナリーヤシ	㉜ホルトノキ	㉝マサキ	㉞ミズバイ	㉟ムクノキ	㊱メダケ
㊲モチノキ	㊳ヤツデ	㊴ヤブツバキ	㊵ヤマトチバナ	㊶ヤブニッケイ	㊷ヤマザクラ
㊸ヤマモガシ	㊹ヤマモモ	㊺イロハモミジ			
草本					
㊻キノクニスゲ	㊼トキワツユクサ	㊽フウトウカズラ	㊾ヤブラン	㊿ヤマアイ	
シダ植物					
①オニヤブソテツ	②ノキシノブ	③ハラシダ	④マメツタ		

3. 環境保全の計画区域と基本方針

旧校舎は、城跡地に含まれ石垣などの遺構を残し、一部を公園に整備して活用している。
環境保全の計画区域（図 3-3 赤点線）は、史跡地内であり鳥羽市教育委員会の管轄範囲と北
側の旧給水塔跡地とする。また、基本方針は

「旧校舎の外観を維持しながら、

旧鳥羽城跡としての景観に配慮を行うものとする。

4. 区域の区分と保全方針

『重要文化財（建造物）保存活用策定指針』では、対象区域を「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」、「その他区域」に分けて各区域で方針を定めている。本計画では、「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」の3つ（図3-3）とする。なお、各区域は史跡指定範囲内となるため整備にあたっては、史跡としての文化財的価値の維持向上に関する配慮が必要となる。

(1) 保存区域

この区域は、登録有形文化財（建造物）である旧校舎の保護に不可欠な区域であり、原則として新たに建造物等を設けず、建物及び雨落の保存・修理を行う区域とする。

（2）保全区域

この区域は、範囲を旧鳥羽小学校グラウンドとその周辺の史跡地内とし、現在の環境を著しく変更しない区域とする。

(3) 整備区域

旧校舎へのアクセスとなる南側区域と建物西の流入浄化槽部分、北側の旧給水塔跡地が該当する。この区域は、アクセス道の整備や浄化槽設備の設置などを行う区域とする。



圖 3-3 環境保全区域圖

5. 防災上の課題

旧校舎は、標高 40m の旧鳥羽城の跡にあり災害の少ない立地であった。しかし、近年の豪雨などにより崖崩れや岩盤が一部崩落するなどの被害が発生している。今後は、大地震による崩落も懸念される。